

群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（仮称） 素案に関する意見募集について

このたび、「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（仮称）」の素案を作成しました。

この素案について、広く県民の皆様から御意見をお聞きするため、次のとおり意見を募集します。

皆様からいただいた御意見につきましては、とりまとめの上、御意見に対する考え方を付して公表するとともに、最終的な決定の参考とさせていただきます。

◇原案の概要

1 趣旨および内容

虐待から子どもの生命を守り、子どもの権利を擁護することに関し基本理念や施策の基本となる事項を定め、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（仮称）」の制定を検討しています。

2 期日：令和3年4月1日（予定）

3 資料入手方法

原案の全文は、県ホームページに掲載するとともに、次の窓口で配付しています。

県庁生活こども部児童福祉・青少年課（12階）、県庁県民センター（2階）、
各行政県税事務所、各保健福祉事務所、各児童相談所

4 結果の公表予定日：令和3年2月頃

◇意見募集要領

1 募集期間：令和2年12月8日（火）～令和3年1月7日（木）

（必着。ただし郵送の場合は当日消印有効）

2 意見提出対象者

県内に在住、在勤又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人や団体、及び県行政と関係を有する個人・法人や団体

3 提出方法

- ・郵便（〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁生活こども部児童福祉・青少年課行）、ファクシミリ（027-223-6526）、電子メール（jidosei@pref.gunma.lg.jp）のいずれかの方法により御提出ください。
- ・A4サイズであれば提出様式は自由ですが、原則として、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載してください。
- ・匿名での意見提出又は電話等による口頭での意見提出は、お受けできません。

4 留意事項

- ・御記入いただいた氏名（法人名等）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。